○財務省令第三十八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号ロ中「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十三第一項」に改め、同条第百四十九号を同条第二百十七号とし、同条第百四十六号から第百四十八号までを六十八号ずつ繰り下げ、同条第百四十五号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二百十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十三　措置法第六十八条の百一第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百四十四号を同条第二百十一号とし、同条第百四十三号を同条第二百十号とし、同条第百四十二号中「。以下同じ」を削り、同号を同条第二百九号とし、同条第百四十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百八　措置法第六十八条の九十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百四十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百六　措置法第六十八条の九十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十九号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二百三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四　措置法第六十八条の八十五の三第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十八号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第二百一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二　措置法第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十七号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百九十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百　措置法第六十八条の八十五第一項、第四項、第九項又は第十項の規定　同条第一項若しくは第四項の規定により損金の額に算入される金額、同条第九項において準用する措置法第六十八条の八十四第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の八十五第十項において準用する措置法第六十八条の八十四第四項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十六号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十八　措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十五号を同条第百九十六号とし、同条第百三十四号を同条第百九十五号とし、同条第百三十三号を同条第百九十四号とし、同条第百三十二号中「措置法第六十八条の八十の規定　同条」を「平成二十三年旧措置法第六十八条の八十の規定（平成二十三年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）　平成二十三年旧措置法第六十八条の七十八第一項」に改め、同号を同条第百九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十三　措置法第六十八条の八十の規定　同条に規定する交換をした場合における措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に、「規定　同条第一項」を「規定（平成二十三年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）　平成二十三年旧措置法第六十八条の七十九第一項」に改め、同号を同条第百九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十一　措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十八条の七十九第九項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百三十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に、「規定　これら」を「規定（同条第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）　平成二十三年旧措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項」に改め、同号を同条第百八十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十九　措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百二十九号を同条第百八十七号とし、同条第百二十八号を同条第百八十六号とし、同条第百二十七号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十五　措置法第六十八条の七十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百二十六号を同条第百八十三号とし、同条第百二十五号を同条第百八十二号とし、同条第百二十四号を同条第百八十一号とし、同条第百二十三号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十　措置法第六十八条の七十一第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十八条の七十一第九項において準用する措置法第六十八条の七十第七項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百二十二号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十八　措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百二十一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百七十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十六　措置法第六十八条の六十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百二十号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十四　措置法第六十八条の六十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百十九号を同条第百七十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百七十一　措置法第六十八条の六十三の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

百七十二　措置法第六十八条の六十三の三第一項の規定　同項に規定により損金の額に算入される金額

第二条第百十八号を同条第百六十九号とし、同条第百二号から第百十七号までを五十一号ずつ繰り下げ、同条第百一号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百五十二号とし、同条第百号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十一　措置法第六十八条の三十六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第九十九号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十九　措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第九十八号中「措置法」を「平成二十三年旧措置法」に改め、同号を同条第百四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。